

鹿屋市一時預かり事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市一時預かり事業補助金交付要綱（平成25年鹿屋市告示第182号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知」を「令和5年9月7日付けこ成事第481号こども家庭庁長官通知」に改める。

第6条中「第5条」を「第4条」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。